

# 労働基準法

## 労働者保護法の「代表選手」

小川英郎／弁護士（ウェール法律事務所）

### 労働者保護なぜ必要か

憲法27条2項は「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定しています。

労働条件に関しては、契約自由の原則を貫かず、法律でその基準を定めることにしたのは、労働契約において、立場の弱い労働者を保護する必要があるからです。自由に放任すれば、力の強い使用者によつて、異常に低い賃金や極端な長時間労働が横行し、人々の健康や生活は破壊されることがあります。

そこで憲法は、契約自由の原則に修正を加え、社会法で労働関係法規の制定を義務付けました。労働基準法はその中でも最も重要な法律で、労働者保護法の「代表選手」といえるでしょう。

労働基準法第1条第1項は「労働条件は、労働者がたつて、異常に低い賃金や極端な長時間労働が横行し、人々の健康や生活は破壊されることがあります。この格調高い規定は、労働人が人格を尊重されるよう、価値ある生活が営めるだけの労働条件を保障することを宣言したものであります。この格調高い規定は、労働条件を保障する必要がありますが、労働基準法の規定は労働条件の分野でこれを具体化しています。労働条件とは、賃金、労働時間、休日、休暇等の基本的な労働条件はもちろん、解雇、災害補償、安全衛生等に関するすべての労働条件を含む職場における一切の待遇をいいます。

労働基準法の定める労働条件は、これ以下の条件で労働者を働かせてはならないといふ「最低基準」です。労働組合は、法を上回る条件獲得をめざすことが求められます。労働基準法は、第1章の総則で、労働条件の対等決定原則（2条）、均等待遇（3条）、男女同一賃金原則（4条）、中间搾取の禁止（6条）等を規定しています。

封建社会から近代市民社会への脱皮を図ったものが多く、一見、古臭く見えるのですが、中間搾取の禁止規定などは、外国人研修生や派遣労働問題などで今日でも「活用」を余儀なくされています。

第2章「労働契約」では、労基法違反の契約の効力を否定し（13条）、有期労働契約の期間を原則3年とし（14条）、契約締結時における労働条件

の明示を義務付け（15条）、使用者による損害賠償の予定を禁止し（16条）、労働者の借金を賃金と相殺すること（17条）や強制貯金（18条）を禁止しています。

産前産後休業期間及びその後30日、業務上の災害による療養期間及びその後30日は、解雇が禁止されます（19条）。また、使用者は労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前に解雇预告をしなければならず、それをしない場合に解雇手当の支払いを義務付けています（20条）。退職時の証明（22条）も重要な規定です。特に、解雇理由証明書は解雇を争う際に重要な規定です。この規定を活用する必要があります。

2号でいう管理監督者が悪用する必要があるます。第3章は賃金の規定です。

小川英郎／弁護士（ウェール法律事務所）

問題です。されたのが「名ばかり管理職」

賃金は、通貨で、労働者に直接、その全額を支払わなければならぬ（24条1項本文）とされ、賃金を確実に労働者の手に渡るようにすることが規定されています。

第4章は、労働時間、休息、休日及び年次有給休暇に関する規定で、労働基準法の中では最も重要な章といえます。1日8時間、週40時間の法定労働時間の定め（32条）、変形労働時間（32条の2～5）、カ月以下の懲役または30万円以下との罰金となっています。この取り締まりのために、労働基準監督署を各地に設け、専門の監督官が労基法等の違反を監視、取り締まりをする体制をとっています。しかし、日本での構成されています。41条（国際労働機関）が適正とする労働者1万人に1人の基準を大幅に下回り、監督行政がやりするはずです。そのためにも労働組合の役割が重要です。

るに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならぬ」と規定しています。この格調高い規定は、労働条件を保障するうな、価値ある生活が営めるだけの労働条件を保障することを宣言したものであります。この格調高い規定は、労働条件を保障する必要がありますが、労働基準法の規定は労働条件の分野でこれを具体化しています。労働条件とは、賃金、労働時間、休日、休暇等の基本的な労働条件はもちろん、解雇、災害補償、安全衛生等に関するすべての労働条件を含む職場における一切の待遇をいいます。

労働基準法の定める労働条件は、これ以下の条件で労働者を働かせてはならないといふ「最低基準」です。労働組合は、法を上回る条件獲得をめざすことが求められます。労働基準法は、第1章の総則で、労働条件の対等決定原則（2条）、均等待遇（3条）、男女同一賃金原則（4条）、中間搾取の禁止（6条）等を規定しています。

封建社会から近代市民社会への脱皮を図ったものが多く、一見、古臭く見えるのですが、中間搾取の禁止規定などは、外国人研修生や派遣労働問題などで今日でも「活用」を余儀なくされています。

第2章「労働契約」では、労基法違反の契約の効力を否定し（13条）、有期労働契約の期間を原則3年とし（14条）、契約締結時における労働条件

合は、法を上回る条件獲得をめざすことが求められます。

### 労基法の内容

労基法は、第1章の総則で、労働条件の対等決定原則（2条）、均等待遇（3条）、男女同一賃金原則（4条）、中間搾取の禁止（6条）等を規定しています。

封建社会から近代市民社会への脱皮を図ったものが多く、一見、古臭く見えるのですが、中間搾取の禁止規定などは、外国人研修生や派遣労働問題などで今日でも「活用」を余儀なくされています。

第2章「労働契約」では、労基法違反の契約の効力を否定し（13条）、有期労働契約の期間を原則3年とし（14条）、契約締結時における労働条件